第八十一条及び第八十二条を次のように改める。

第八十一条及び第八十二条　削除

第百条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「掲げる課」の下に「及びセンター」を加え、「技術課（東京管区気象台に限る。）」を「技術課（東京管区気象台に限る。）、地域火山監視・警報センター（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）」に改める。

第百四条中「事務」の下に「（地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百七条の次に次の一条を加える。

（地域火山監視・警報センターの所掌事務）

第百七条の二　地域火山監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象の予報及び警報の発表に関すること。

二　火山現象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

三　火山現象に関する関係行政機関その他の関係者からの情報の収集及びその情報の発表に関すること。

四　火山現象に関する測器の保守の実施に関すること。

別表第二札幌管区気象台の項中「旭川空港」を「旭川空港　礼文空港　利尻空港」に改め、同表東京管区気象台の項中「大島空港　新島空港　神津島空港　三宅島空港」を「新島空港　神津島空港　三宅島空港」に、「新潟空港」を「新潟空港　佐渡空港」に、「能登空港」を「能登空港　福井空港」に改め、同表大阪管区気象台の項中「石見空港　出雲空港」を「出雲空港　石見空港　隠岐空港」に改め、同表福岡管区気象台の項中「山口宇部空港　岩国飛行場」に、「対馬空港」を「対馬空港　壱岐空港」に、「福江空港」を「福江空港　小値賀空港　上五島空港」に、「種子島空港　屋久島空港　喜界空港　徳之島空港　沖永良部空港　与論空港」を「下地島空港　伊江島空港　慶良間空港　粟国空港　南大東空港　北大東空港」に、「久米島空港　多良間空港　波照間空港　与那国空港」を「久米島空港」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「安全課　計画運用課」を「航行安全課　安全対策課」に改める。

第三十二条第三号及び第四号を次のように改める。

三　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）に基づく業務を実施するための管制信号所及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく業務を実施するための信号所（以下「管制信号所等」という。）の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

四　灯台その他の航路標識の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

第三十二条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五　灯台その他の航路標識用及び気象通報業務用の通信施設の建設及び保守に係る技術の開発に関すること。

六　灯台その他の航路標識（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識（以下「船舶通航信号所」という。）及びディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識（以下「ディファレンシャルＧＰＳ」という。）を除く。）の運用に関すること。

七　海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。

第三十二条の二（見出しを含む。）中「安全課」を「航行安全課」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を削り、同条第八号中「の基本」を削り、同号を同条第十号とし、同条第七号中「レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識（以下「船舶通航信号所」という。）」を「船舶通航信号所」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　船舶通航信号所の整備計画に関すること。

第三十二条の二中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　管制信号所等の整備計画に関すること。

第三十三条（見出しを含む。）中「計画運用課」を「安全対策課」に改め、同条第一号から第六号までを次のように改める。

一　海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。

二　海難及びその防止に関する試験及び研究に関すること。

三　海難防止に関する計画に関すること。

四　海難防止その他海上における船舶交通の安全についての啓発に関すること。

五　船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること（海洋情報部及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

六　ディファレンシャルＧＰＳの運用に関すること。

第三十三条第八号から第十一号までを削る。

第三十四条第一号及び第二号を次のように改める。

一　管制信号所等の建設及び保守に関すること（企画課及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　灯台その他の航路標識の建設及び保守に関すること（企画課及び航行安全課の所掌に属するものを除く。）。

第三十四条第三号中「計画運用課」を「企画課」に改め、同条に次の二号を加える。

四　灯台その他の航路標識及びその業務用の船舶に使用する物品の整備計画に関すること。

五　灯台その他の航路標識の業務用の船舶の整備計画及び運用に関すること。

第三十五条の二の見出し及び同条第一項中「、海上保安機関支援業務調整官」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とする。